

相続人の範囲と法定相続分

相続人の範囲や法定相続分は、民法で次のとおり定められています。

(1) 相続人の範囲

亡くなられた方の配偶者は常に相続人となり、配偶者以外の人は、次の順序で配偶者と一緒に相続人になります。

第1順位 死亡した人の子供

その子供が既に死亡しているときは、その子供の直系卑属（子供や孫など）が相続人となります（代襲）。

第2順位 死亡した人の直系尊属(父母や祖父母など)

父母も祖父母もいるときは、死亡した人により近い世代である父母の方を優先します。
第2順位の方は、第1順位の方がいないとき相続人になります。

第3順位 死亡した人の兄弟姉妹

その兄弟姉妹が既に死亡しているときは、その人の子供が相続人となります。
第3順位の方は、第1順位の方も第2順位の方もいないとき相続人になります。

なお、相続を放棄した人は初めから相続人でなかったものとされます。
また、内縁関係の方は、相続人に含まれません。

(2) 法定相続分

① 配偶者と子供が相続人である場合

配偶者 $1/2$ 子供(2人以上のときは全員で) $1/2$

② 配偶者と直系尊属が相続人である場合

配偶者 $2/3$ 直系尊属(2人以上のときは全員で) $1/3$

③ 配偶者と兄弟姉妹が相続人である場合

配偶者 $3/4$ 兄弟姉妹(2人以上のときは全員で) $1/4$

なお、子供、直系尊属、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上いるときは、原則として均等に分けます。また、民法に定める法定相続分は、相続人の中で遺産分割の合意ができなかったときの遺産の取り分であり、必ずこの相続分で遺産の分割をしなければならないわけではありません。

(民法 887、889、890、900、907)